バイク・軽自動車

廃車等の手続は済んでますか？

軽自動車税（バイクや軽自動車を所有している人にかかる税金）は、4月1日現在の所有者に課税されます。

下表のとおり、既にバイクを所有していない場合は、廃車や名義変更等の手続を3月末日までに行う必要があります。手続を行わないと引き続き軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

また、他市区町村へ転出する際は、必ずナンバープレートを町役場窓口へ返却してください。

なお、納税通知書は、5月上旬に発送いたします。

※原動機付自転車（125cc以下）の手続きは町役場で行えますが、その他軽自動車等は次の場所で手続きを行ってください。

◆軽自動車等の手続き

三輪・四輪（660cc以下）
軽自動車検査協会
☎(54)8825

二輪（125ccを超えるもの）
湘南自動車検査登録事務所
☎(54)8908

◇原動機付自転車（125cc以下）等の手続き◇

内　　容	必要なもの	手続き場所
○使用しなくなったとき ○他人に車を譲るとき ○町外に転出するとき	・所有者の印鑑 ・交付を受けた標識（ナンバープレート） ・標識交付証明書	税務課 （役場1階）
○盗難にあったとき ○紛失してしまったとき	・所有者の印鑑 ・標識交付証明書 ・警察に届け出をした受理番号、届出日、届出警察署名	

※標識（ナンバープレート）紛失の場合は、弁償金として200円をいただきます。

◎問い合わせ　税務課
☎内線253・254

確定申告、町・県民税の申告期限は3月15日です!!

確定申告、町・県民税の申告期限が近づいてきました。

確定申告は税務署での受付となっておりますが、申告期間中は、簡易な確定申告（申告書A）については、別表のとおり役場でも受付します。ただし、住宅借入金（取得）特別控除に係る方は必ず税務署へ申告してください。

毎年、期限間近になりますと大変混雑しますので、早めの申告をお勧めいたします。

※町で手続きできる申告内容

所得の種類が給与所得、公的年金などの雑所得、配当所得及び一時所得の方で、予定納税のない方

■申告相談日程表■

相　談　等	月　日	場　所	時　間	備　考
町職員による大磯町役場での申告受付	3月15日（火）まで （土、日曜日は除く）	役場　4階 第１会議室	9:00～12:00 13:00～16:30	簡易な確定申告及び町・県民税申告の受付・相談になります。なお、申告書を提出されるだけの方（相談及び内容の確認を必要としない方）は、8:30～17:00で受付します。
国府支所での申告受付	3月3日（木）	国府支所 2階会議室	9:00～12:00 13:00～16:00	

※来場者の状況により受付を締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

◎問い合わせ　税務課
☎内線253・254

固定資産課税台帳の縦覧

縦覧期間中は、課税台帳の写しを所有者の方に無料で交付しますので窓口で申し出ください。

▼縦覧期間
4月1日（金）～5月31日（火）
※土・日・休日を除く平常執務時間内

▼縦覧場所　税務課窓口

▼縦覧のできる方
土地または家屋の所有者、納税義務者、納税管理人、委任状を有する代理人

◎問い合わせ
税務課　☎内線255・256

町が景観行政団体に

町は、2月8日に景観法に基づく「景観行政団体」になりました。

景観法は、良好な景観の形成を促進するために、昨年の12月17日に施行されたもので、政令指定都市及び中核市以外の市町村が景観計画の策定など景観法に基づく景観施策を進めるためには、県知事の同意を得て景観行政団体となる必要があります。

今後、町民の皆さんと協力し、景観計画の策定など景観に関する様々な施策を行い、大磯らしい風景の保全と創出を図っていきます。

◎問い合わせ
まちづくり課　☎内線239